

令和 8 年 2 月 2 日 招 集

第 2 回天草市議会（定例会）追加議案書

天 草 市

令和8年第2回天草市議会(定例会)追加議案書

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第29号	天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	令和8年 2月24日		

議第 29 号

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

天草市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年天草市条例第 264 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 700 円」を「1 万円」に改め、同号ただし書中「1 万 4, 500 円」を「1 万 5, 000 円」に改め、同条第 3 項中「100 円」を「433 円」に改め、「第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を」を削り、「第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中「12, 900 円」を「13, 340 円」に、「13, 700 円」を「14, 170 円」に、「14, 500 円」を「15, 000 円」に、「11, 300 円」を「11, 670 円」に、「12, 100 円」を「12, 500 円」に、「9, 700 円」を「10, 000 円」に、「10, 500 円」を「10, 840 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた天草市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病

補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。